

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	学校保健安全法による医療の援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市教育委員会は、学校保健安全法による医療の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

現時点では上記事務はシステム化されておらず、システム用ファイルは存在しないが、特定個人情報保護及び今後のシステム化の可能性を鑑み、基礎項目評価を実施する。

評価実施機関名

福岡県直方市教育委員会

公表日

令和3年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	・学校保健安全法24条による医療に要する費用についての援助を行う
③システムの名称	1. 宛名管理・情報連携インターフェースシステム 2. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・就学援助(要・準要)情報ファイル ・医療費(就学援助)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表1項番27
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療関係」が含まれる項 (26、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に学校保健安全法による医療関係が含まれる項 (38の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育総務課 教育総務係
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務課 総務法制係 電話0949(25)2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 教育委員会 教育総務課 教育総務係 電話0949(25)2321

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月16日	表紙「評価書名」	学校における医療の援助に関する事務	学校保健安全法による医療の援助に関する事務	事前	
平成27年7月16日	表紙「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」	直方市教育委員会は、学校における医療の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む	直方市教育委員会は、学校保健安全法による医療の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に	事前	
平成27年7月16日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・学校保健安全法24条による医療に要する費用についての援助における要保護・準要保護者の調査	・学校保健安全法24条による医療に要する費用についての援助を行う	事前	
平成27年7月16日	I 2.特定個人情報ファイル名	・学校保健医療情報ファイル	・就学援助システム(要・準要) ・医療費(就学援助)システム	事前	
平成27年7月16日	I 5.評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長	①教育総務課 教育総務係 ②教育総務課長 安部 静子	①学校教育課学校教育係 ②学校教育課長 橋本 淳生	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	学校教育課 学校教育係 学校教育課長 橋本 淳生	こども育成課 家庭支援係 こども育成課長 長田 正志	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	教育総務課 教育総務係 電話0949(25)2321	こども育成課 家庭支援係 電話0949(25)2133	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先部署の変更	総合政策部 総務課 総務法制係	総合政策部 総務・コミュニティ推進課 総務法制係	事後	
平成28年4月1日	しきい値判断	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	こども育成課長 長田 正志	こども育成課長 熊井 康之	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	様式変更に伴い全面改訂			事後	
令和2年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先部署の変更	総合政策部 総務・コミュニティ推進課 総務法制係	総合政策部 総務課 総務法制係	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	評価実施機関における担当部署	学校教育課 学校教育係	教育総務課 教育総務係	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	学校教育課 学校教育係	教育総務課 教育総務係	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	